

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 平成 28 年度以降の復興予算の枠組の策定にあたっては、被災自治体の復興に支障が生じることのないよう、万全な財政措置を講じること。
- (2) 東日本大震災復興交付金の採択基準を緩和するなど、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。
- (3) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」により延長が可能となる期間まで特例措置を延長すること。
- (6) 固定資産税及び都市計画税の減免措置を実施する被災自治体に対して、減収分への財政措置を講じること。
- (7) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間でされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。

また、6 年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6 年目以降も負担割合を据え置くこと。

- (8) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者も含めること。

また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機

構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (9) 市街地液状化対策事業については、期間延長するとともに、事業損失補償等も補助対象とすること。
- (10) 復旧・復興に係る公共事業については、十分な予算を確保すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備の進展等に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (6) 介護保険制度について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (7) 国民健康保険制度等について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の

一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

- (8) 被災した医療機関の早期再建や医師・看護師確保対策等、抜本的な医療環境の改善策及び財政支援措置を講じること。
- (9) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (10) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (3) 被災地域の経済の活性化を図るため、産業用地の整備等については、平成 28 年度以降も復興交付金の対象とするなど、支援策の拡充や財政措置を講じること。

また、復興特区支援利子補給金については、対象業種の拡充や対象要件を緩和するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。

- (4) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び運用期間を延長するとともに、対象業種を拡大すること。
- (6) 震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業について、財政措置を拡充すること。

また、震災等対応雇用支援事業に係る雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。

- (7) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るため

の支援策を講じること。

- (8) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、被災者雇用開発助成金等の助成制度について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。

- (9) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた支援策の拡充や、建設業、運輸業、小売・サービス業及び製造業等の労働力確保対策を講じること。
- (10) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて期間を延長すること。また、I s 値 0.3 以上 0.7 未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値要件を撤廃し、I s 値 0.3 未満の施設と同等にすること。
- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政措置を講じること。
- (3) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等の復旧・復興について、必要な財政措置を講じるとともに、早期復興を実現すること。
- (4) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾背後への産業集積等、港湾機能を拡大すること。
- (5) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業については、事業の運用を見直し、対象要件を拡充するとともに、被災地における幹線路線バスの特例措置を平成 28 年度以降も継続すること。
- (7) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じる

とともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

- (8) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援策を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

- (9) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

- (10) 慰霊・追悼の場の整備に関する復興交付金事業について、要件を緩和すること。